|  |
| --- |
| **２０３６．船積指図書（Ｓ／Ｉ）**  **情報照会** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＩＳＩ | 船積指図書（Ｓ／Ｉ）情報照会 |

１．業務概要

「船積指図書（Ｓ／Ｉ）情報登録（ＳＩＲ）」業務で登録された船積指図書Ｓ／Ｉ情報（以下、「Ｓ／Ｉ情報」という。）、Ｎ－Ｓ／Ｉ番号＊１に関連付けられた貨物情報の進行状況、ならびにＳ／Ｉ情報の移管履歴の照会を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 照会名称 | 概要 |
| Ａ | Ｓ／Ｉ情報 | ＳＩＲ業務で登録されたＳ／Ｉ情報を照会する |
| Ｂ | 進行管理情報 | Ｎ－Ｓ／Ｉ番号に関連付けられた貨物情報の進行状況を照会する |
| Ｃ | 移管履歴情報 | Ｎ－Ｓ／Ｉ番号の利用資格移管の履歴を照会する |

（＊１）Ｎ－Ｓ／Ｉ番号とは、ＳＩＲ業務でシステムより払い出された番号のことをいう。

２．入力者

通関業、輸出入者、海貨業

３．制限事項

１Ｎ－Ｓ／Ｉ番号に対して本業務で照会可能な輸出管理番号は最大１００件とする。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②Ｎ－Ｓ／Ｉ番号が入力された場合は、Ｓ／Ｉ情報ＤＢに登録されているＳ／Ｉ情報登録者、海貨業者、通関用申告予定者、海貨業者（元請）、海貨業者（前資格者）、通関用申告予定者（元請）、通関用申告予定者（前資格者）または通知先のいずれかの利用者であること＊２。

③荷主リファレンスナンバーまたは社内整理番号（海貨・通関用）が入力された場合は、ＳＩＲ業務を行った利用者であること。

（＊２）詳細は、７．特記事項を参照。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）Ｓ／Ｉ情報ＤＢチェック

入力されたＮ－Ｓ／Ｉ番号、荷主リファレンスナンバーまたは社内整理番号(海貨・通関用)に係るＳ／Ｉ情報ＤＢが存在すること。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（３）注意喚起メッセージ出力処理

船積指図書（Ｓ／Ｉ）情報照会情報(進行管理情報)において、照会対象となる輸出管理番号が１０１件以上存在する場合には、１０１件目以降は出力されない旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 船積指図書（Ｓ／Ｉ）情報照会情報 | 以下のいずれかの条件を満たすとき、出力する  （１）ＳＩＲ業務により登録されたＳ／Ｉ情報照会である  （２）エラーである | 入力者 |
| 船積指図書（Ｓ／Ｉ）情報照会情報（進行管理情報） | 進行管理情報照会の場合 | 入力者 |
| 船積指図書（Ｓ／Ｉ）情報照会情報（移管履歴情報） | 移管履歴情報照会の場合 | 入力者 |

７．特記事項

ＲＳＩ業務またはＳＩＲ業務（訂正）を行うことにより、本業務の入力資格及び移管履歴照会情報の出力内容が変更となる。以下に、具体例を示す。（海貨業者での例であるが、通関用申告予定者についても同様となる）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 業務ルート | | | | 各業務実施後のＩＳＩ業務（移管履歴情報） | | | |
| 順番 | 業務 | 入力者 | 入力内容 | 照会可能者  (海貨業) | 出力内容  (海貨業者) | 出力内容  (元請) | 出力内容  (前資格者) |
| １ | ＳＩＲ(登録) | 輸出入者 | 海貨業者にＡを指定 | Ａ | Ａ | Ａ | スペース |
| ２ | ＲＳＩ | 海貨業Ａ | 移管先にＢを指定 | Ａ、Ｂ | Ｂ | Ａ | Ａ |
| ３ | ＲＳＩ | 海貨業Ｂ | 移管先にＣを指定 | Ａ、Ｂ、Ｃ | Ｃ | Ａ | Ｂ |
| ４ | ＲＳＩ | 海貨業Ｃ | 移管先にＤを指定 | Ａ、Ｃ、Ｄ | Ｄ | Ａ | Ｃ |
| ５ | ＳＩＲ(訂正) | 輸出入者 | 海貨業者にＡを指定 | Ａ、Ｄ | Ａ | Ａ | Ｄ |
| ６ | ＲＳＩ | 海貨業Ａ | 移管先にＢを指定 | Ａ、Ｂ | Ｂ | Ａ | Ａ |